

「大分県暴力団排除条例」の一部改正（案）について

令和 7 年 10 月 1 日

大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課

1 改正趣旨

平成 23 年 4 月 1 日に大分県暴力団排除条例が施行され、社会全体による暴力団排除に対する意識が定着してきましたが、依然として繁華街においては、一部の事業者が暴力団との関係を断ち切れないまま、みかじめ料や用心棒料を支払い、その事実を申告できない実態がうかがわれます。

また、暴力団は青少年を将来の戦力として捉え、組織の一員とすることを目的に、様々な勧誘活動を繰り返しており、青少年と暴力団が関係を持たないようにするための措置を推進する必要性が高まっています。

こうした情勢を踏まえ、暴力団排除の取組を更に実効あるものにし、県民が安心して暮らせる安全な大分県を構築するため、大分県暴力団排除条例の一部を改正するものです。

2 改正要点

- (1) 暴力団事務所の開設・運営に対する規制の拡大、新設
- (2) 青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止する規制の新設
- (3) 暴力団排除特別強化地域における禁止行為の新設
- (4) その他（自主減免規定の新設）